

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

規 則	○ 三重県教育職員免許状再授与審査会規則 ……………	教 職 員 課	1頁
	○ 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則 ……………	福 利 ・ 給 与 課	2頁
	○ 三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則 ……………	社 会 教 育 ・ 文 化 財 保 護 課	2頁
告 示	○ 三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示 ……	保 健 体 育 課	3頁
公 告	○ 公立学校の廃止届の受理 ……………	学 校 経 理 ・ 施 設 課	4頁
お知らせ	○ 県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則 ……………	福 利 ・ 給 与 課	4頁

### 規 則

三重県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布します。

令和六年十二月二十四日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

#### 三重県教育委員会規則第七号

##### 三重県教育職員免許状再授与審査会規則

###### (趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。）第六条の規定に基づき、三重県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

###### (組織及び委員)

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 省令第三条第一項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次に掲げる者とする。

- 1 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者
- 11 その他三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認める者

###### (会議)

第三条 審査会の会議は、教育委員会教育長が招集し、会長が主宰する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 審査会の議事について直接の利害関係を有する委員は、当該議事に関する審査会の会議に出席し、又はその議決に加わることができない。

###### (守秘義務)

第四条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

###### (庶務)

第五条 審査会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

###### (委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

###### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年十二月二十四日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

### 三重県教育委員会規則第八号

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和三十二年三重県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表中

特別支援学校（知的障害者又は肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を主として行う学校に限る。）の児童又は生徒を担当する者	二一九、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
--	----------	---------

を

特別支援学校（知的障害者又は肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を主として行う学校に限る。）の児童又は生徒を担当する者	二一九、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
夜間に授業を行う中学校の生徒を担当する者	二一九、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円

に改める。

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和六年十二月二十四日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

### 三重県教育委員会規則第九号

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則

三重県立図書館の管理等に関する規則（平成六年三重県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二号様式（その一）を次のように改める。

第2号様式（その1）（第7条関係）

利用カード交付申請書（個人用）

新規・更新・その他			
館長	課長	課長	係

三重県立図書館長 あて  
利用カードの交付を受けたいので申請します。 年 月 日

- ・借りた資料は、必ず期限内に返却します。
- ・利用カードは、絶対、他人に貸したり、悪用したりしません。
- ・その他資料貸出についての規則は、責任をもって守ります。

確認	免・身・学・他	未
----	---------	---

利用者番号									
フリガナ		生年月日		年		月		日	←太枠の中をご記入ください
氏名		パスワード発行		・希望する		・希望しない			
現住所	(〒 — )							番地	
帰省先住所	(〒 — )							番地	
電話	自宅	( ) — ( )						様方	
	携帯	— —							
	勤務先	( ) — ( )						(勤務先名称： )	
	帰省先	( ) — ( )						様方	

※ご記入いただいた個人情報は、図書館業務以外の目的には使用しません。  
(規格 A5)

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現に改正前の三重県立図書館の管理等に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の三重県立図書館の管理等に関する規則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。
- この規則の施行前に改正前の三重県立図書館の管理等に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

三重県教育委員会告示第31号

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和6年12月24日

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額（令和6年三重県教育委員会告示第25号）の一部を次のように

改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
三重県立学校体育施設の照明設備の使用料			三重県立学校体育施設の照明設備の使用料		
高等学校名	体育施設名	照明設備の使用料 (円/時間)	高等学校名	体育施設名	照明設備の使用料 (円/時間)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
四日市商業高等 学校	体育館	200	四日市商業高等 学校	体育館	150
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考			備考		
1	(略)		1	(略)	
2	(略)		2	(略)	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

### 公 告

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

令和6年12月24日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
紀北町立矢口小学校	令和7年3月31日	紀北町立相賀小学校と統合するため

### お 知 ら せ

令和6年12月24日付け三重県公報第578号に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和六年三重県条例第五十一号）等の施行に伴い、県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和六年十二月二十四日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子  
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

#### 三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第三号

県立中学校の設置に伴う関係規則の整備に関する規則

（公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

第一条 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年<sup>三重県人事委員会規則</sup><sub>三重県教育委員会規則</sub>（第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(夜間定時制等手当)</p> <p>第十一条 夜間定時制等手当は、夜間に授業を行う高等学校又は中学校に勤務する職員及び県立学校の寄宿舎に勤務する職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後十時後翌日の午前五時前の間において行われる業務に従事した場合に支給する。ただし、条例第二条第二項に定める教育職員には支給しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>(夜間中学教育業務手当)</p> <p>第二十条 夜間中学教育業務手当は、次の各号に掲げる職員が本務として夜間に授業を行う学級(以下「夜間学級」という。)に係る業務に従事した場合に支給する。</p> <p>一 夜間に授業を行う中学校(以下「夜間中学校」という。)に勤務する校長(本務として当該中学校の校長の職にある者に限る。)又は教頭(本務として夜間学級に関する校務を整理する者に限る。)</p> <p>二 夜間中学校に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師(常時勤務の職員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。)</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>一 前項第一号の場合 一月につき 給料月額<math>\frac{百}{分}</math>の八</p> <p>二 前項第二号の場合 一月につき 給料月額<math>\frac{百}{分}</math>の十</p> <p>(特殊勤務実績簿)</p> <p>第二十一条 校長は、特殊勤務実績簿(第一号様式)又は特殊勤務手当整理簿(第二号様式)を作成し、必要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料を支給される職員に関する手当の額)</p> <p>3 条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料を支給される職員に対する第二十条第二項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と条例附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料の額との合計額」とする。</p>	<p>(夜間定時制等手当)</p> <p>第十一条 夜間定時制等手当は、夜間に授業を行う高等学校に勤務する職員及び県立学校の寄宿舎に勤務する職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後十時後翌日の午前五時前の間において行われる業務に従事した場合に支給する。ただし、条例第二条第二項に定める教育職員には支給しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十八条の二 (略)</p> <p>(特殊勤務実績簿)</p> <p>第十九条 校長は、特殊勤務実績簿(別記様式)を作成し、必要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p>

別記様式を次のように改め、同様式を第一号様式とする。

第1号様式（第21条関係）

特殊勤務実績簿（		手当）給与期間		年	月	日から	
				年	月	日まで	
		職 種			氏 名		
校長の 確認	直接監 督責任 者の確 認	月 日	勤務時間	日数、夜数、 回数、時間数 又は枚数	勤務の内容	備 考	
		月 日	午 時 分 ・ から まで				
		・	・ から まで				
		・	・ から まで				
		・	・ から まで				
		・	・ から まで				
		・	・ から まで				
日数、夜数、回 数、時間数又は枚 数の計			単 価	円	手当額	円	

- 注 1 この実績簿は、日額等で定められている手当について作成する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 3 教育長は、必要に応じて所要事項を具備した上で、内容の一部を変更することができる。

第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第21条関係）

特殊勤務手当整理簿（ 手当）					
年 月分		所 属 名			
職種	氏 名		従事日数	手当支給額	備 考
			日	円	
			日	円	
			日	円	
			日	円	
			日	円	
			日	円	
			日	円	
			日	円	
			日	円	
			日	円	
人数の計	人		手当支給額の計	円	

- 注 1 この整理簿は、月額で定められている手当について作成する。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
 3 教育長は、必要に応じて所要事項を具備した上で、内容の一部を変更することができる。

（公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部改正）

第二十条 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年<sup>三重県人事委員会規則</sup>（第四号）<sup>三重県教育委員会規則</sup>）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特殊勤務手当の支給）</p> <p>第二十条 特殊勤務手当は、<u>手当の額が月額で定められている手当（以下「月額手当」という。）</u>についてはその月の給料支給日に、それ以外の手当については一の給与期間の分を次の給与期間の給料の支給日に支給する。ただし、一の会計年度内の終りの給与期間の分については、この限りでない。</p> <p>2 月額手当を支給される職員が勤務期間（月の初日</p>	<p>（特殊勤務手当の支給）</p> <p>第二十条 特殊勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間の給料の支給日に支給する。ただし、一の会計年度内の終りの給与期間の分については、この限りでない。</p>

<p>から末日までの間をいう。) 中において勤務をしなかつた日がある場合であつて、その日が勤務時間条例第八条の二第一項の勤務日等の二分の一を超えることとなるときは、その者に対し支給するその月分の手当の額は、日割計算とする。</p>	
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する月額手当の額は、その額に勤務時間条例第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等に対する月額手当の額は、その額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員に対する月額手当の額は、その額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額(その額に一日未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>	
<p>4 前項の職を占める職員に対する第二項の規定の適用については、同項中「勤務をしなかつた日」とあるのは「勤務をしなかつた時間」と、「その日」とあるのは「その時間」と、「勤務日等」とあるのは「勤務日等に割り振られた勤務時間等」と、「日割計算」とあるのは「時間割計算」とする。</p>	
<p>5 前各項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、給料支給の例による。          (特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の非常時払等)</p>	<p>(特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の非常時払等)</p>
<p>第十三条の二 職員が条例第七条の規定により非常の場合の費用に充てるために特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支払を請求した場合は、第十一条第一項、第十二条第六項、前条第七項及び第十三条の四第五項の規定にかかわらず、その日までの分をその際支給する。</p>	<p>第十三条の二 職員が条例第七条の規定により非常の場合の費用に充てるために特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支払を請求した場合は、第十一条、第十二条第六項、前条第七項及び第十三条の四第三項の規定にかかわらず、その日までの分をその際支給する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 県委員会は、災害その他特別の事情により必要と認める場合には、第十一条第一項、第十二条第六項、前条第七項及び第十三条の四第五項の規定にかかわらず、人事委員会と協議して特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支給日を繰り上げることができる。</p>	<p>3 県委員会は、災害その他特別の事情により必要と認める場合には、第十一条、第十二条第六項、前条第七項及び第十三条の四第三項の規定にかかわらず、人事委員会と協議して特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支給日を繰り上げることができる。</p>

(公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第三条 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十五年<sup>三重県人事委員会規則</sup>第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係） イ 高等学校等教育職給料表		別表第1（第3条関係） イ 高等学校等教育職給料表	
職務の級	職名	職務の級	職名
1級	高等学校及び特別支援学校の助教諭	1級	県立学校の助教諭
2級	高等学校及び特別支援学校の講師（任用の期限を附さないものに限る。）	2級	県立学校の講師（任用の期限を附さないものに限る。）
備考 高等学校及び特別支援学校の短大卒の教諭、短大卒の養護教諭及び短大卒の栄養教諭についての職務の級は別に定める。		備考 県立学校の短大卒の教諭、短大卒の養護教諭及び短大卒の栄養教諭についての職務の級は別に定める。	
ロ 中学校・小学校教育職給料表		ロ 中学校・小学校教育職給料表	
職務の級	職名	職務の級	職名
1級	小学校、中学校及び義務教育学校の助教諭	1級	市町立学校（市町立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。）の助教諭
2級	小学校、中学校及び義務教育学校の講師（任用の期限を附さないものに限る。）	2級	市町立学校の講師（任用の期限を附さないものに限る。）
ハ 行政職給料表		ハ 行政職給料表	
職務の級	基準となる職務	職名	
(略)	(略)	(略)	(略)
6級	県立学校の困難な業務を行う事務長又は市町立の小学校、中学校及び義務教育学校の調整監の職務	県立学校の大型実習船の船長（困難な業務を行うものに限る。）	県立学校の大型実習船の船長（困難な業務を行うものに限る。）
備考1・2 (略)		備考1・2 (略)	

（公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第四条 公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年<sup>三重県人事委員会規則第十号</sup>の<sup>三重県教育委員会規則第十号</sup>）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（義務教育等教員特別手当の月額）</p> <p>第三条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務</p>	<p>（義務教育等教員特別手当の月額）</p> <p>第三条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「地公法」という。）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務を</p>

務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

一 条例第二十五条の三第一項に規定する職員で中学校・小学校教育職給料表の適用を受けるもの(第三号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該職員の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第一に掲げる額

二 (略)

三 条例第二十五条の三第一項に規定する職員で条例第十七条第二項第十二号の規定による特殊勤務手当(以下「夜間中学教育業務手当」という。)を支給されるもの。その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第一に掲げる額に四分の三を乗じて得た額(夜間中学教育業務手当の支給を受けない期間にあつては、別表第一に掲げる額)

四 前条に規定する職員(次号及び第六号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第二に掲げる額

五・六 (略)

務をしている職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第十八条第一項の規定により採用された職員にあつてはその額に勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

一 条例第二十五条の三第一項に規定する職員で中学校・小学校教育職給料表の適用を受けるもの。その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該職員の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第一に掲げる額

二 (略)

三 前条に規定する職員(次号及び第五号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第二に掲げる額

四・五 (略)

(公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正)

第五条 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する規則(令和元年<sup>三重県人事委員会規則</sup>第五号)の一部を<sup>三重県教育委員会規則</sup>次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当に相当する報酬)</p> <p>第六条 特殊勤務手当に相当する報酬の支給については、常勤職員の例による。ただし、給与条例第十七条第二項第十二号に規定する手当に相当する報酬は、支給しない。</p>	<p>(特殊勤務手当に相当する報酬)</p> <p>第六条 特殊勤務手当に相当する報酬の支給については、常勤職員の例による。</p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の別記様式の規定に基づいて作成されている特殊勤務実績簿は、改正後の第一号様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

(定義)

- この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 令和三年改正地公法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)をいう。
  - 暫定再任用職員 令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条

第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)  
又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。

三 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。

四 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。

五 令和四年改正給与条例 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和四年三重県条例第三十八号)をいう。

(改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第二条の規定による改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則第十一条第三項の規定を適用する。

5 令和四年改正給与条例附則第五項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。次項において「育児休業法」という。)第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

6 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

一 暫定再任用短時間勤務職員 令和四年改正給与条例附則第六項

二 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和四年改正給与条例附則第五項(前項の規定により準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた令和四年改正給与条例附則第四項

(雑則)

7 附則第四項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、三重県教育委員会が人事委員会と協議して定める。

発 行  
津市広明町13番地 三重県教育委員会